

学校保健安全法施行規則改正に伴う

## インフルエンザ出席停止期間の確認について（お知らせ）

学校保健安全法により、インフルエンザの出席停止期間が定められています。

医療機関のもとで、インフルエンザの陽性が判明した場合は、定められた出席停止期間の基準を満たすよう、下表をもとに出席停止期間についてご確認のうえ、十分に療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、保護者の方が、本校所定の「インフルエンザにおける療養報告書」に療養の経過を記入・作成し、併せて、受診した医療機関の「領収書と診療明細書」の写し または 「調剤明細書」の写しを添付し、学校へ提出をお願いします。

何卒、集団での流行拡大を防ぐための 必要な措置ですので、ご理解とご協力を よろしくお願いいたします。その他ご不明な点等がありましたら、保健室までお問合せください。

### 記

#### インフルエンザの出席停止期間（学校保健安全法施行規則）

**発症した後 5日を経過し、かつ 解熱した後 2日を経過するまで**



- 発症当日は「0日」として、数え始めるため、**最短でも「6日間の出席停止」が 必要**です。
- さらに、「**発症後 4日目以降での、解熱**」は、「**解熱後 2日**」を 過ぎるまで、**出席停止期間は、延期されて** いきます。（下記 早見表を参照）

※① 【発症日】とは ⇒ インフルエンザ症状（主として発熱など）が、確認された日のこと。

※② 【発症日】の判断がつきにくい場合（特に夜間の発症）や、不明な場合は、医師に病状の経過を説明し、確認のこと。

学校保健安全法に定める インフルエンザの 最短 出席停止期間						解熱した日に応じて延長される出席停止期間		
発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目

例 1	発症当日 <u>すく</u> に 解熱した場合	発熱/解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
例 2	発症後 <u>1日目</u> に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
例 3	発症後 <u>2日目</u> に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校 可能		
例 4	発症後 <u>3日目</u> に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能		
例 5	発症後 <u>4日目</u> に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
例 6	発症後 <u>5日目</u> に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能

インフルエンザの症状が、「始まった(健忘)日」の判断がつきにくい場合（特に夜間の発症）や、不明な場合は、医師に症状を伝え、「発症日」の確認を受けて下さい。

また、1日の中で、発熱と解熱を両方認めた場合は「発熱状態にある」として判断してください。

※ 解熱した日が 6日目以降になる場合は、出席停止期間も あわせて延長されていきます。

敬愛学園高等学校 学校長 様

## インフルエンザにおける 療養報告書

年 組 番 生徒氏名

下記の通り、医療機関にてインフルエンザの診断を受け療養中のところ、症状が軽快し、学校保健安全法施行規則第19条に基づく「出席停止期間の基準」を全て満たす状態にまで、回復をしました。

登校を再開するにあたり、保護者の記入・作成による、**本報告書**と併せて、受診した医療機関の「領収書と診療明細書」の写しまたは「調剤明細書」の写しを添付し、提出をいたします。

### 記

発症日 (発熱をした日)	年 月 日に発熱 (= 発熱当日は0日目となります)
医療機関受診日	年 月 日に受診
受診した医療機関の名称	
診断内容	1、インフルエンザ (A・B・特定されず) 型と診断された 2、感染が疑われたが陰性と診断された ※ 「陰性」と診断された日以降の欠席は、「出席停止」には含まれません。
解熱をした日 ※ 解熱とは、服薬なしで、平熱の状態を、1日中保てた日	年 月 日に解熱 (= 解熱当日は0日目となります)
本報告書に「添付する書類 (写し)」の種類	「領収書と診療明細書」の写し ・ 「調剤明細書」の写し ※ この「報告書」に、ホチキス止めで添付をしてください。

- 下記事項について確認し、を入れてください。 → 登校再開には、下記 1 ~ 3 の全てに が 必要です。

あてはまる状態であればチェック ↓	学校保健安全法施行規則第19条に基づく 出席停止期間の解除のための 確認事項
<input type="checkbox"/>	1 発症日 (発熱した日) を「0日目」とし、その翌日から数え、「5日」を経過している。
<input type="checkbox"/>	2 解熱後、さらに丸2日 (48時間) が、経過している。 ( → 解熱当日は0日目 + 2日間) → 解熱状態とは、一切の解熱剤 (解熱成分配合薬を含む) を使用せずに、熱が下がっている状態が24時間継続している状態
<input type="checkbox"/>	3 登校して、活動できる状態に、症状が回復している。 【判断のめやす】 登下校も含み、1日中、ほぼ制約なく通常の活動に参加ができる、または、授業等への参加に支障がない状態に各症状が回復している。

上記のとおり報告します。

登校再開日 年 月 日 から登校 保護者氏名 (自署の場合 押印は不要) 印

H R 担任 使用 欄 出席停止期間 (出席簿上) → 令和 年 月 日 ( ) から 令和 年 月 日 ( ) まで 日間 → 確認処理後 この用紙は保健室へ